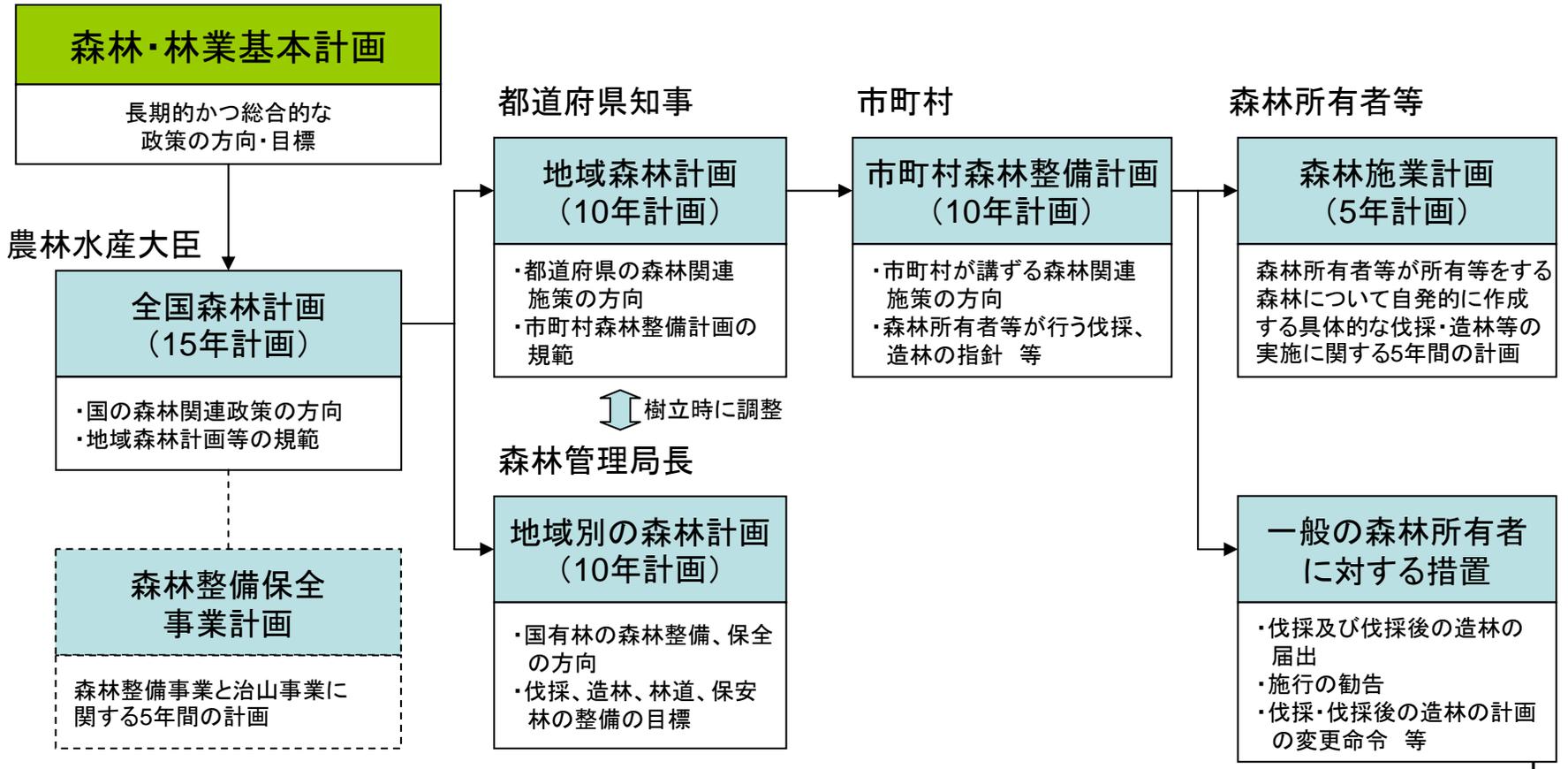


# 森林計画制度

- ・政府が定める森林・林業基本計画、農林水産大臣が策定する全国森林計画に即して、民有林については都道府県知事、市町村、所有者が、国有林については森林管理局長が計画を策定する。
- ・森林施業計画については、補助金、税制の特例及び金融等の支援措置が設けられている

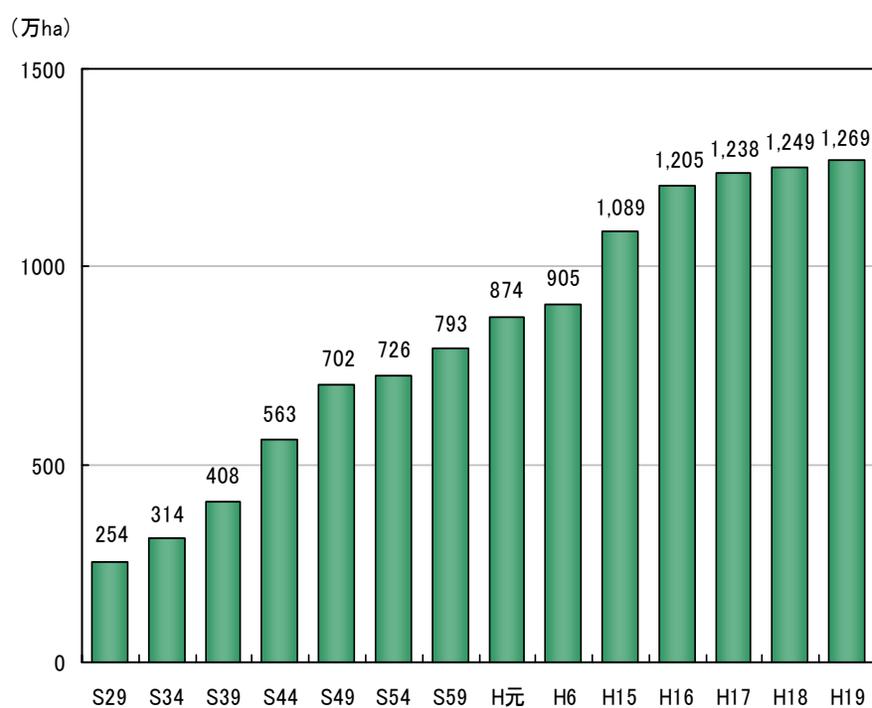
## 政府



## 保安林制度・指定の状況

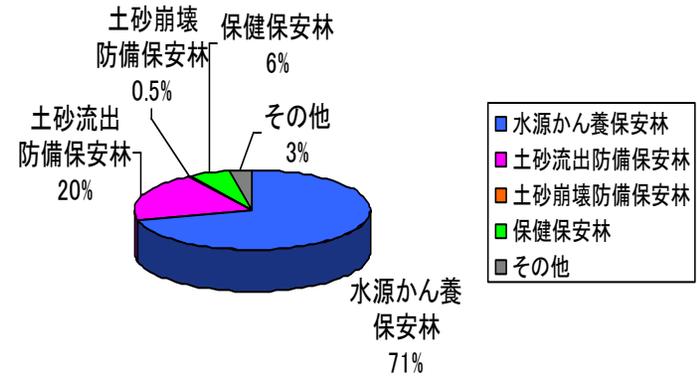
- ・水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備など特定の公共目的を達成するために、農林水産大臣、都道府県知事が指定する。保安林では立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。
- ・保安林面積は増加傾向で推移。「水源かん養保安林」「土砂流出防備保安林」で全体面積の9割を占める。

■ 保安林面積の推移(延べ面積)



資料：林野庁業務資料より国土交通省国土計画局作成

■ 保安林の種類別面積の割合(H19.3.31現在)



■ 保安林の指定・解除の権限者

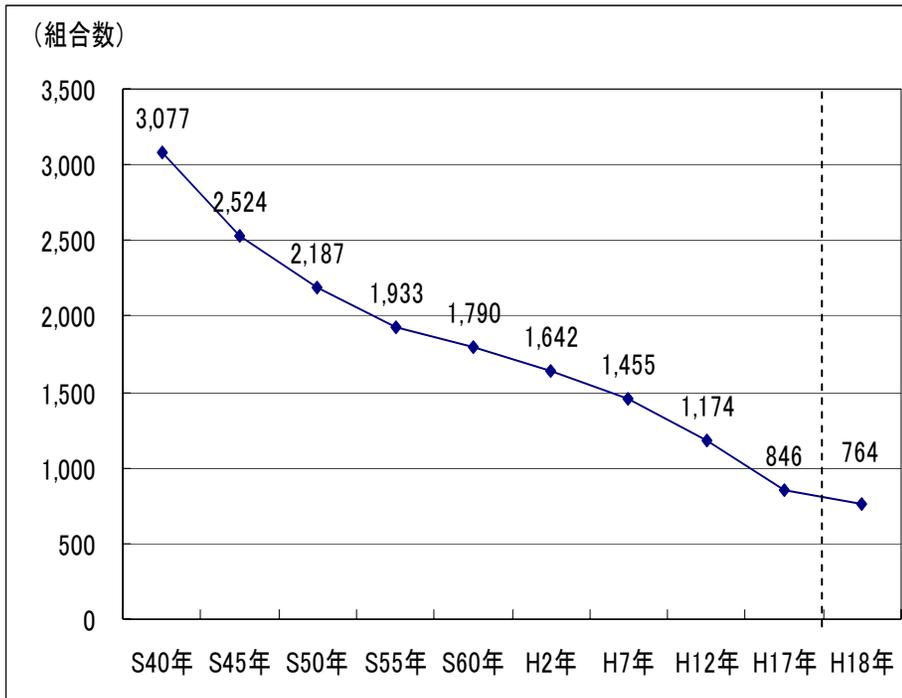
所有区分	保安林の種類	流域区分	指定解除
国有林	すべての保安林	全流域	農林水産大臣
民有林	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	重要流域内	
	土砂崩壊防備保安林	重要流域外	都道府県知事 (法定受託事務)
	その他の保安林	全流域	都道府県知事 (自治事務)

資料：林野庁「森林資源の現況」より国土交通省国土計画局作成

## 森林組合制度

- ・森林組合の経緯基盤の強化のための合併の進展により、昭和40年度に3,077あった森林組合は、平成18年で764となり、約40年間で4分の1に減少した。
- ・17年度時点で、1組合平均の組合員数は1,922人、組合加入率は71%。

■森林組合数の推移



■森林組合の概要(17年度)

森林組合数	846組合	1組合あたり
組合員数	162万人	1,922人
地区内民有林面積	1,580万ha	18,767ha
組合員所有森林面積	1,115万ha	13,240ha
組合加入率	71%	71%
払込済出資金	51,581百万円	61,261千円
常勤職員数	7,558人	9人

資料:「森林組合統計」より国土計画局総合計画課作成

## 森林認証制度

森林認証・ラベリングは、独立した第三者機関が一定の基準等を基に、適切で持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品へラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援する取り組み。国際的な認証制度の代表としてFSC、また日本独自の認証制度としてSGECなどがある。

### FSC

#### (Forest Stewardship Council)

FSC(森林管理協議会)は世界各国の団体で構成される非営利組織である。環境保全面、雇用面、経済的持続可能性などについての一  
定の基準に基づき審査される。

森林管理の認証(FM認証)を受けると、その森林から伐採された木材にはFSCのロゴをつけることができる。

また、製材、木工、製紙事業者が、認証を受けた木材を加工した製品にFSCのロゴを付けるためには、さらにCOC(管理の連鎖)認証を取得する必要がある。



FSC Trademark(C)1996  
Forest Stewardship Council  
A.C.-FSC-SECR-0025

### SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council)

SGEC(「緑の循環」認証会議)は、(社)日本林業協会が中心となって2003年に発足した、日本独自の森林認証審査を行う組織である。

#### ■日本における森林認証の状況

機関(設立年)	FM認証団体		COC認証 事業体数
	団体数	森林面積(ha)	
FSC(1993年)	25	約28万	787 (08年10月時点)
SGEC(2003年)	74	約74万	276 (08年12月時点)

資料: 日経グローカル No.117(2009.2.2)より  
国土計画局総合計画課作成

## 間伐等に対する補助金・交付金

京都議定書の森林吸収目標(1,300万炭素トン)の達成のため、平成19年度以降6年間に、毎年20万haの追加的な森林整備が必要であり、毎年55万ha(経330万ha)の間伐を推進

### ■ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法

(平成20年5月16日公布・施行)

### ■ 間伐の実施状況等

- 平成24年度までの間に、特定間伐等(間伐又は造林)の取組を強力に促進することを目的にした法律

#### 【法律のスキーム】

「基本指針」の策定

[ 農林水産大臣 ]



即して

「基本方針」の策定

[ 都道府県知事 ]



即して

「特定間伐等促進計画」の策定

[ 市町村 ]



#### 効果

- ・森林整備事業における優遇措置
- ・新たな交付金の交付
- ・伐採届出の特例等により、間伐等の強力な促進

(単位: 万ha、万m<sup>3</sup>)

	間伐実施面積	間伐材利用量	間伐材		
			製材	丸太	原材料
平成12年度	30.4	274	195	41	38
平成13年度	30.2	276	196	40	40
平成14年度	31.4	279	190	44	45
平成15年度	31.2	283	185	50	48
平成16年度	27.7	284	184	45	55
平成17年度	28.1	284	181	41	62
平成18年度	28.2	324	196	48	80
平成19年度	※52.0	-	-	-	-

※注: 平成19年度の間伐実施面積は見込値である。

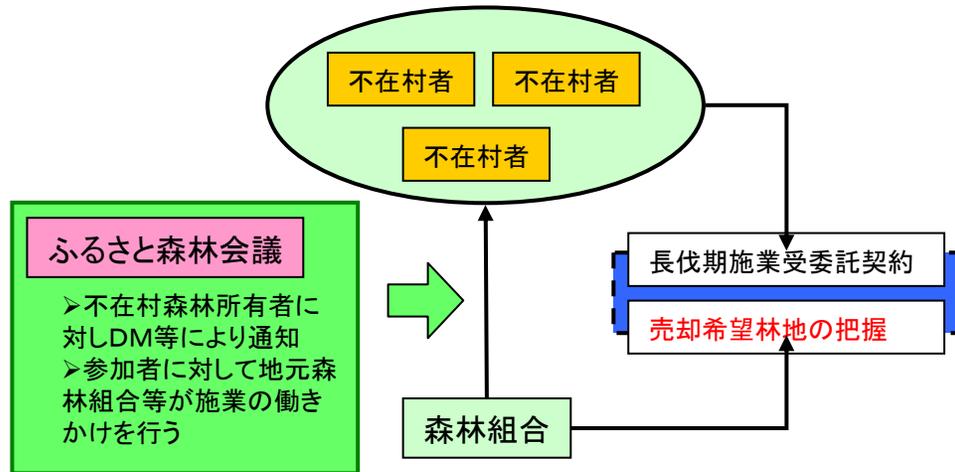
資料: 林野庁HP及び環境省「地球温暖化対策推進本部幹事会(H20.12.25)」資料より国土計画局総合計画課作成

# 林業の担い手育成、森林政策の働きかけ

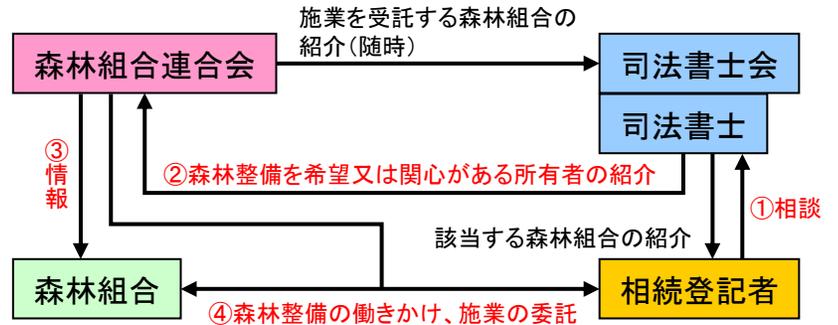
## ■ 緑の雇用担い手対策事業【21年度予算(案):60億円】



## ■ 不在村森林所有者への長期施業受託委託契約等の促進



## ■ 司法書士団体との連携による森林施業の働きかけ



※位置確認が困難な相続登記者に対しては、森林組合が境界測量等でバックアップ

## 山村境界保全事業

- ・土地の売買や、相続に伴う分筆、公共事業に必要な土地の取得のためには、地籍調査による境界の明確化が必要であるが、近年進行する土地所有者の高齢化・山離れ、山林の荒廃による境界に関する物証の消失などにより、土地所有者が自力で地籍調査を行うのが困難な状況。
- ・山村地域にあり、土地の境界を明確にしたいが、すぐには地籍調査を実施する状況にない山林について、将来の地籍調査に向けておおむねの境界を調査・記録する「山村境界保全事業」を実施。（国土交通省土地・水資源局）

### ■「山村境界保全事業」の実施地区数

	地区数
平成16年度	5
平成17年度	6
平成18年度	9
平成19年度	10
平成20年度	11
延べ地区数	41

資料：国土交通省 土地・水資源局 国土調査課HPより  
国土計画局総合計画課作成

### ■森林境界明確化促進事業（林野庁）

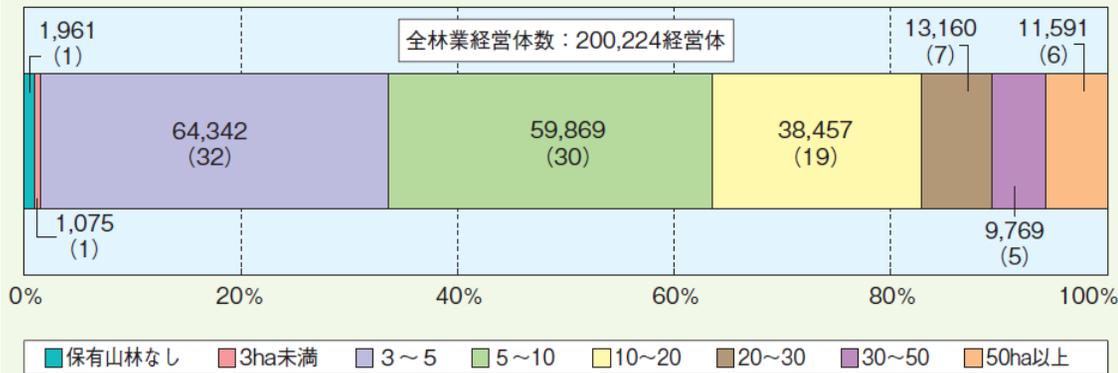
森林境界を明確化する取り組みを定額助成方式（1haあたり45,000円を交付）で支援することによって、間伐実施の前提条件の整備を推進。（21年度新規）

## 保有山林面積別の林業経営体数の推移

- 保有山林面積が3ha以上、200m<sup>3</sup>以上の素材生産を行っているなどの林業経営体の数は約20万あるが、その約9割は家族林業経営

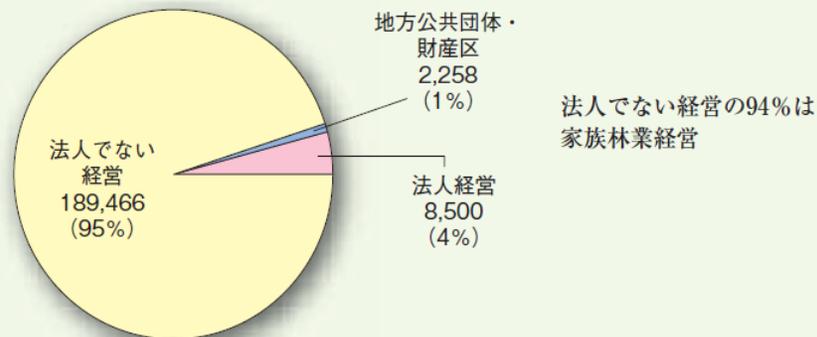
保有山林面積規模別林業経営体数

単位は、上段：経営体、下段：%



注：50ha以上の内訳は、50～100が6,347、100～500が4,240、500～1,000が512、1,000以上が492

林業経営体の組織形態別内訳

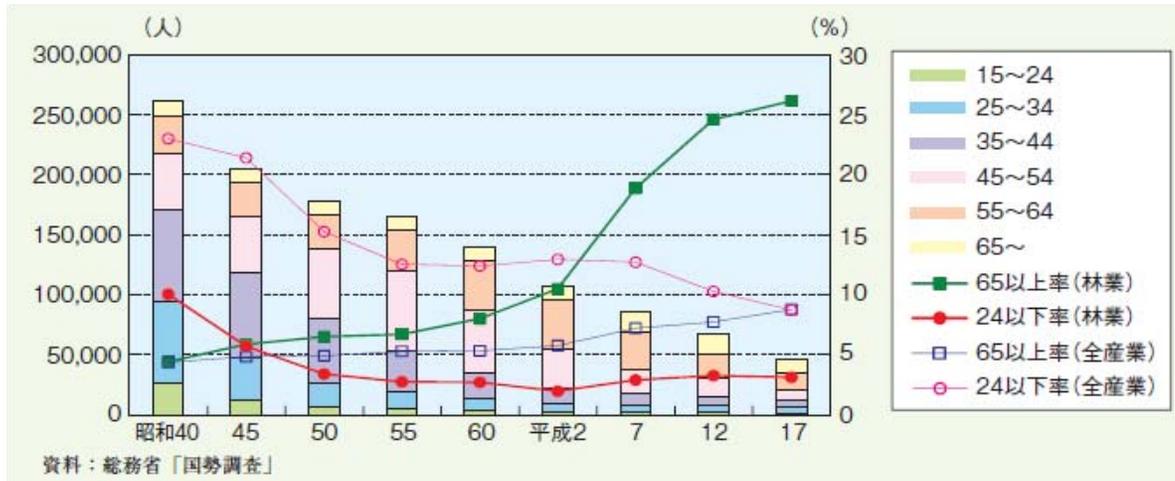


- ※2005年農林業センサスでは、林業経営体を
- ①保有山林面積が3ha以上かつ過去5年間に林業作業を行うか森林施業計画を作成している
  - ②委託を受けて育林を行っている
  - ③委託や立木購入により200m<sup>3</sup>以上の素材生産を行っている
- のいずれかに該当する者としている。

# 林業就業者

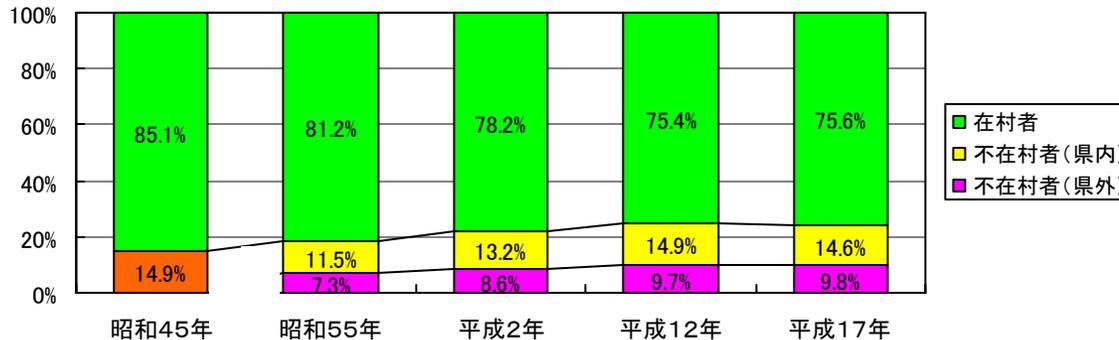
- ・林業就業者は昭和40年と比較して5分の1以下に減少するとともに、高齢化が進行している。
- ・森林面積に占める不在村者の割合は、増加傾向にある。

■ 林業就業者数、高齢化率の推移



資料：農林水産省「平成19年度森林及び林業の動向に関する年次報告」より

■ 在村者・不在村者別私有林面積率の推移

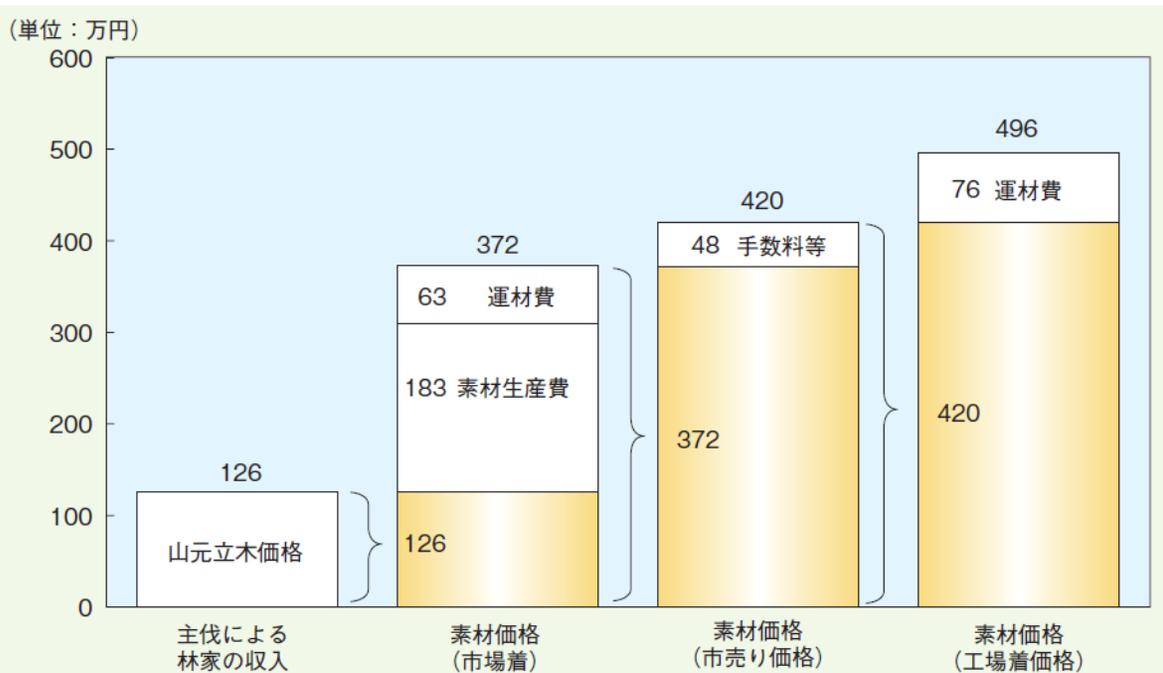


資料：農林水産省「農林業センサス」より国土計画局総合計画課作成

## 林業の採算性・林業所得の推移

- ・森林所有者が林齢50年程度のスギ人工林を皆伐する場合、全国平均値では、立木を販売して得られる収入は1ha当たり126万円である。
- ・保有山林面積50ha以上等の林家の一戸あたりの所得は、平成17年が29万円と年々減少傾向にある。

### ■スギを伐採（主伐）した場合の費用・素材価格の一例（1haあたり）



資料：(財)日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」、農林水産省「木材価格」、林野庁業務資料

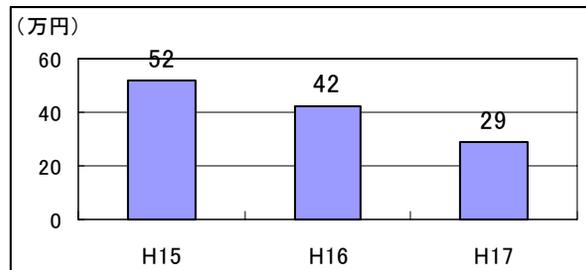
注：1) 素材生産量は375m<sup>3</sup>/haとして算出。

2) 素材価格 (工場着価格) は、農林水産省「木材価格」のスギ中丸太 (14~22cm)、同 (24~28cm)、大丸太 (30~36cm) の価格を7：2：1の割合で按分して算出。

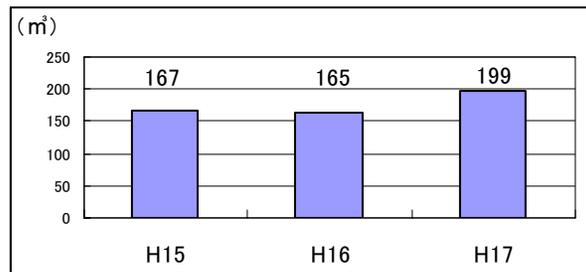
3) 素材価格 (市売り価格) の手数料等は、市売り手数料6%、極積料600円/m<sup>3</sup>として算出。

資料：農林水産省「平成19年度森林・林業白書」より

### ■林家一戸あたりの林業所得



### ■林家一戸あたりの伐採材積



注) 対象とした林家は、保有山林が50ha以上あって林木に係る施行を行っていること、または、保有山林が20ha以上50ha未満で、過去一年間に林木に係る施業労働日数が30日以上であることとしている。

資料：農林水産省「林業経営統計調査」より  
国土計画局総合計画課作成